

## 議案第 86 号

### 狭山市事務手数料条例の一部を改正する条例

狭山市事務手数料条例（昭和 51 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 13 の項及び 14 の項を削り、同表 15 の項中「公図の写し及び」を削り、同項を同表 13 の項とし、同表中 16 の項を 14 の項とし、17 の項から 61 の項までを 2 項ずつ繰り上げる。

### 附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

狭山市長 小谷野 剛

### 提案理由

土地台帳及び家屋台帳の閲覧並びに公図の写しの交付を廃止することに伴い、これらの事務に係る手数料を廃止したいので、この案を提出するものである。